

公示番号：170533

国名：ベトナム

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：麻疹風疹混合ワクチン製造技術移転プロジェクト 終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年9月上旬から2017年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47 M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月16日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月25日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
 - ③語学力 10点
 - ④その他学位、資格等 20点
- (計100点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナム政府は、乳児死亡率、5歳未満児死亡率の低減および感染症流行の抑止の有効な手段として、1981年から拡大予防接種計画（Expanded Programme on Immunization、以下、EPI）の国家プログラムを開始し、現在、10の感染症（麻疹、ポリオ、ジフテリア、百日咳、破傷風、結核、B型肝炎、日本脳炎、コレラ、腸チフス）の定期予防接種を実施している。

ベトナム政府は、高い予防接種率を維持することを重視し、必要なワクチンの安定的な確保の観点から、EPIに用いるワクチンの自給体制（国内製造）整備に取り組んできた。前フェーズの技術協力プロジェクト「麻疹ワクチン製造基盤技術移転プロジェクト」（2006年3月～2010年3月）の結果、ワクチン・生物製剤研究・製造センター（以下、POLYVAC）において、麻疹ワクチンの国内製造が2009年から開始され、このPOLYVACが製造する麻疹ワクチンが、EPIで用いられている。

他方、2010年前後、多くの国で風疹の発症数の増加がみられ、風疹の罹患によって子どもの健康が阻害されるだけでなく、風疹に罹患した妊産婦が障害を持つ子どもを出産するリスクについての問題意識が高まり、風疹予防の重要性が広く認識されるようになったことから、WHOは風疹の予防接種を勧告した。ベトナム国内においては、2011年の風疹の発症例は7,259件であり、隣国のラオス169件、カンボジア1,096件と比べ、著しく高い数値を示している（2008年の発症数は873件で2011年と比較して約8倍の増加を示している）。

そこで、ベトナム政府は麻疹風疹混合ワクチン（Measles-Rubella Combined Vaccine、以下、MRワクチン）の全国キャンペーンを行い、その後、EPIにMRワクチンの接種を組み入れる方針を決定した。しかし、ベトナム国では、MRワクチンの製造は行われておらず、新しいワクチンの製造にあたり、人材・製造業者の能力強化、WHO-GMP（Good Manufacturing Practices）に準拠した製造工程・関連書類の整備等に関する技術移転が必要とされている。

そのため、2011年8月にベトナム国政府から我が国に、POLYVACをカウンターパート機関（以下、C/P機関）とするMRワクチンの製造支援に関する技術協力プロジェクトの実施が要請された。これを受けて、我が国は2013年5月から2018年3月までの予定で「麻疹風疹混合ワクチン製造技術移転プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を実施することとなった。

本プロジェクトは、POLYVACが既に習得している麻疹ワクチン製造技術の基盤の上に、麻疹風疹混合ワクチンの製造技術を身につけることによって、ベトナム政府がEPIの対象に加えることにしているMRワクチンを自国で製造し、EPIで使用されることを

目指すものである。

本業務では、2018年3月のプロジェクト終了を控えて終了時評価調査を実施するに際し、ベトナム側と合同でプロジェクトの活動実績、成果を確認、評価に係る達成度の検証を行うとともに、評価5項目（妥当性・有効性・効率性・インパクト・持続性）の観点から評価を行う。更に評価結果に基づき、残りの協力期間における対応方針について検討、関係当局に提言するとともに、プロジェクト実施を通じて得られる教訓の抽出も行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年9月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、ベトナム側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し送付する。
- ④対処方針会議等、調査団派遣前に実施する各種会議に参加する。

(2) 現地業務期間（2017年9月中旬～9月下旬）

- ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ベトナム側 C/P 機関と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 機関等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 機関等からのコメント等を踏まえた上で、要すれば PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終

版を作成する。

- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2017年10月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田-ハノイあるいは羽田-ハノイを標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年9月17日から2017年9月30日を予定していますが、出発が前後する可能性があります。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- （ア）総括（JICA）
- （イ）協力企画（JICA）
- （ウ）技術参与（EPI政策）
- （エ）評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
あり（日英あるいは日越の通訳を備上）
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する関連文書を、当機構人間開発部保健第二グループ保健第三チーム（TEL:03-5226-8364）にて閲覧可能とします。

- ① 業務完了報告書（1年次、2年次、3年次、4年次）
- ② 業務計画書（2017年度）
- ③ 技術移転計画書（2017年度）

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ① 詳細計画策定調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025441.html>
- ② 中間レビュー調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026148.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上